

医業経営情報

NO. 67 医療法人の監事の職務内容・責任等について

平成19年3月以前の医療法には監事の職務内容は明記されておらず、ただ民法第59条を準用すると書かれていただけでした。しかし、医療法人の内部管理体制の明確化を目的として、平成19年4月の改正で医療法にも監事の職務内容などについて明記されました。

このことで医療法人の監事の職務が明確にされたと厚生労働省等は広報していますし、様々なメディアでも医療法人の監事の職務が明確化と書かれています。

しかし、民法第59条に書かれている監事の職務と新医療法に書かれている監事の職務はほとんど同じです。旧医療法でも民法第59条を準用すると明記されていたので、そもそも監事の職務は明確にされていたと言えます。

ですから、新旧の医療法をよく理解しているのであれば、監事の職務内容などについて明確にされたのではなく、明記されたと言うのが正しいです。

監事に関する新医療法の規定

新医療法で監事に関して定めている条文は以下の通りです。

第46条の4 (略)

2 (略)

3 監事の職務は、次のとおりとする。

1. 医療法人の業務を監査すること。
2. 医療法人の財産の状況を監査すること。
3. 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。
4. 第1号又は第2号の規定による監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを都道府県知事又は社員総会若しくは評議員会に報告すること。
5. 社団たる医療法人の監事にあつては、前号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
6. 財団たる医療法人の監事にあつては、第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
7. 医療法人の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること

第48条 監事は、理事又は医療法人の職員（当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

つまり、条文で監事の職務について明記されたのは以下の6つです。

- ① 業務を監査すること
- ② 財産の状況を監査すること
- ③ 監査報告書を提出すること
- ④ ①及び②の監査で不正行為などを発見したときは報告すること
- ⑤ ④の報告の為に必要があるときは社員総会を招集すること
- ⑥ ①及び②について理事に対して意見を述べること

このうち③の監査報告書の提出は条文の規定だけで職務内容が大体理解できると思いますが、①と②については条文の規定だけでは職務内容を理解できないと思います。

そこで、本稿において少し具体的に医療法人の監事の職務内容などについて解説致します。

ちなみに民法59条の規定は以下の通りです。

第59条 監事の職務は、次のとおりとする。

1. 法人の財産の状況を監査すること。
2. 理事の業務の執行の状況を監査すること。
3. 財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は主務官庁に報告をすること。
4. 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

業務監査の内容と範囲

理事が執行機関として行う対外的な職務は多種多様であり、法人の事務の一切を処理しその内部組織を維持する義務と権限を有しているため、理事が職務権限として行った内容が、法令や定款に従って適正に行われているかどうか第三者的な立場で客観的に監査する必要があり、その監査を担当する機関が監事であるとされています。

そこで業務を監査すること（以下、業務監査と書きます。）とは、理事の業務執行が形式的に権限の範囲内で行われているかの適法性や、理事が法令に違反したり、定款などの医療法人の内部規程に違反して医療法人を運営していないか監視を行うことを言います。また、不正な行為をして医療法人に損害を与えていないかといった不正防止も監視します。

次に業務監査の範囲ですが、上記民法第59条の規定や社会福祉法には、理事の業務執行の状況を監査すると書かれています。

しかし、医療法には「医療法人の業務を監査すること」と書かれており、理事という単語が抜けています。これでは医療法人の業務全般を監査する必要があり、理事だけでなく一般職員が行う不正や適法性についても監査することになります。

このことについて厚生労働省に問い合わせたところ、「基本的には民法通りである」という曖昧な回答を頂きました。

次に弁護士に民法では業務監査についてどのように解釈しているか聞いたところ、「業務監査は、監事に与えられた重要な職務であり、またその職務の内容は相当幅広く解釈されている。すなわち、理事は、公益法人の唯一の業務執行機関であり、その執行は法人の業務全般に及ぶものである。その理事の業務の執行状況を監査するということは、その監査の範囲も法人の業務の執行状況の全体に及ぶものと解される」という返事を頂きました。

民法においても業務全般に及ぶと解釈されている上に、医療法で業務の監査と書かれている以上、監事の業務監査の範囲は医療法人の業務全般に及ぶこととなります。

なお、業務監査の範囲はあくまで「医療法人の業務を監査すること」であり、医療法人の業務は理事が行っているものなので、理事会の業務執行状況は監査の範囲に含まれますが、医療法人の業務遂行とは直接関係のない社員総会については、監査の範囲に含まれないと解釈されます。

会計監査の内容

財産の状況を監査すること（以下、会計監査と書きます。）は、医療法人の会計処理を監査することをいいます。

平成19年4月以降、都道府県に提出する医療法人決算届には監事監査報告書を添付しますが、この監事監査報告書に「事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。」と書いてある部分が会計監査を行ったことを指しています。

都道府県又は社員総会に対する報告義務

監事は業務監査又は会計監査の結果、不正行為又は法令や定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、都道府県知事又は社員総会に報告することを義務付けた規定です。

この規定は、監事には理事の違法行為を差し止めたり、理事を任免する権限がないので、監事が監査を行いやすくするために、理事の責任追及の権限を有する社員総会又は医療法人を監督している都道府県に報告できるようにしたものです。

都道府県知事又は社員総会のいずれに報告すべきかは監事の判断によりますが、一般的にはまず社員総会へ報告し、それでも改善されない場合は都道府県知事に報告という順番になると思います。

なお、監事は報告すべき事項があるにもかかわらず、報告を怠り、そのために医療法人に損害を与えたような場合には、善管注意義務違反として医療法人から損害賠償請求されることもありますし（民法第415条）、不実の報告をしたり事実を隠ぺいしたときは50万円以下の過料が科されることもあります。（民法第84条の3）

業務監査の範囲が医療法人の業務全般に及ぶことから、報告義務について厚生労働省がどのように考えているのか問い合わせたところ、「法人に及ぼす影響が大きいものであ

れば報告すべきだが、その影響が大きいかどうかは法人の規模などを考慮して決めて欲しい。及ぼす影響が小さいものについて報告をする必要はない」という趣旨の返事を頂きました。

ちなみに都道府県は、医療法人が不正行為又は法令や定款に違反している疑いがあり、その運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときには、医療法人に対し立入検査する権限があります。(医療法第63条)

民法第84条の3

法人の理事、監事又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、50万円以下の過料に処する。

1～4 (略)

5. 官庁、主務官庁の権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関又は総会に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

民法415条

債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。

医療法第63条

都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該医療法人に対し、その業務若しくは会計の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができる。

監事の義務・就任と辞任、解任

一般に監事は、理事と同様に法人と監事となるべき者との間の委任契約によっていると解されています。

したがって、監事の就任は、医療法人の社員総会が監事を選出しただけでは委任契約が成立しておらず、被選任者が就任を承諾して初めて監事を引き受けたという委任契約が成立したことになります。このため、就任承諾書は非常に重要で、必ず書面で残しておく必要があります。

監事に就任した以上、監事は「善良なる管理者の注意」(以下、善管注意義務と書きます。)をもって医療法人の業務監査と会計監査をする義務を負います。この善管注意義務こそが監査業務全般を規制する根本原則となります。

また、監事には秘密保持義務や、常に公正不偏の態度を保持し、理事からの支配や干渉を排して監査に当たる必要もありますし、4ページに書いた報告義務も追っています。

一方、監事は医療法人との委任契約によって監事に就任していますので、いつでも辞任できます。ただし、決算期末に正当な理由もなく一方的に辞任する等、辞任の仕方によっては医療法人から損害賠償請求される恐れもあります。(民法第651条)

民法第651条

- 委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。
- 2 当事者の一方が相手方に不利な時期に委任の解除をしたときは、その当事者の一方は、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

監事の任期は通常2年ですが、監事が職務を怠っている場合や事故などの理由で監事としての職務を遂行できなくなった場合は、任期中であっても解任できます。

解任は、特に定款に定めがなければ被選任機関である社員総会がその権限を有していると考えられ、これも定款中特に定めがなければ、社員総会に出席した社員の過半数の同意で解任が可能となります。

なお、医療法人から解任した場合でも、民法651条の規定は適用されますので、解任理由によっては、監事であった者から損害賠償請求をさせる恐れがあります。

監事の選任資格

監事は医療法人の役員ですので、医療法第46条の2で定められている下記の者は監事になれません。

1. 成年被後見人又は被保佐人
2. 医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
3. 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

さらに医療法第48条で「監事は、理事又は医療法人の職員を兼ねてはならない。」と規定されています。

これらの者は、法律でなれないと明記されていますので、絶対に監事になることができません。

次に厚生労働省による医療法人運営管理指導要綱には以下のように書かれています。

1. 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。
また、他の役員と親族等の特殊な関係がある者ではないこと。
2. 当該法人の業務及び財産の状況特に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について十分な監査が行われていること。
3. 監査報告書が作成され、会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事会に提出されていること。
4. 法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。
また、病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。
5. 実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されていることは適当でなく財務諸表を監査しうる者が選任されていること。

医療法人運営管理指導要綱は法令ではありませんので、本来強制力はありませんが、都道府県によってはかなり厳密に上記内容を遵守するよう求めるところもありますし、上記以外にも医療法人の会計に直接かかわっている税理士及び公認会計士等は好ましくないと指導している都道府県もあります。

しかし、前述したように監事の義務は非常に重要な為、会計業務及び医療法人の業務について詳しい全くの第三者で就任してくれる者はそうそういるわけありません。

したがって、医療法人運営管理指導要綱に書かれている事項はできるだけ遵守すべきですが、適任者がいなければ親族又は顧問税理士等が監事に就任しても問題はないと思います。

なお、病院又は老健等を開設する医療法人の監査は外部監査が行われることが望ましいと書かれていますが外部監査とは、監事とは別に、監査機能に対する信頼を高めるため、専門的知識を有する外部監査人が、監事の内容の一部について補完的あるいは代行的に監査を行う制度をいいます。

外部監査人とは通常、公認会計士又は監査法人を指します。ここに税理士や弁護士が含まれないのは、公認会計士法に財務諸表の監査と証明は公認会計士の独占業務であると規定されているからです。ただし、これはあくまで外部監査人の話ですので、監事には税理士でも弁護士でも誰でも就任できます。監事の就任は国家資格に基づいて就任するのではなく、あくまで個人として就任するからです。

医療法人における監事の実態

監事の業務は業務監査及び会計監査にあり、監事の業務範囲は医療法人の業務全般に及んでいることを説明してきました。

もし、厳密に法律通りに監事が業務を行うのであれば、常勤でなければ到底無理です。

しかし、中小病院や診療所で監事が常勤という所はなく、監事は非常勤が一般的で、しかも名目上の監事の場合が多く、決算監査すら行っていないのが実態です。

平成19年4月の医療法改正で監事の職務が明確になったので、適任な監事がない欠格医療法人が増え、解散を迫られる医療法人が出てくると言っている団体やコンサルタントがいるようですが、そのような心配はあまりないと思います。

理由は、医療法改正前と改正後で監事の職務内容はほとんど変わっていないからです。2ページの民法第59条（監事の職務）を見て頂ければこの事をご理解頂けると思います。

つまり、監事の職務が厳しくなったのではなく、今まで医療法に定められていなかった民法の規定を、平成19年4月の改正で医療法にも丁寧に明記しただけのことなのです。

医療法改正前も後も監事の職務内容は医療法人の業務全般に及んでいますし、都道府県知事又は社員総会に対する報告義務もありますので、今更、欠格医療法人になると騒ぐのは大きな間違いです。

しかし、万が一、医療法人で大規模な不正や法令違反などが発覚した場合、監事の職務怠慢が追求されることはあり得ますので、できるだけ監事は名目上ではない者を選ぶ

べきです。

しかも決算時にのみ半日程度監査を行う決算監査のみでなく、毎月の月次決算に対する監査、事業計画などの審議への参加及び理事会への出席等を通して本来の監事の職務を行えるよう定期的な監査が行われることが望ましいのは言うまでもありません。

しかし、名目ではなく実質の監査業務を行う場合、当然監事に対して報酬を支払う必要があります。監事に対する報酬はその頻度などでまちまちですが、例えばある法人では概ね月に一回の理事会への出席という頻度に対して月額60,000円の報酬を支払っています。

コンプライアンスの遵守（法令遵守）にはそれなりの支出も伴いますが、特に病院や大規模な診療所を開設している医療法人は、監事の人選を見直されるよい機会だと思います。

平成20年4月15日

西岡秀樹税理士事務所

<http://www013.upp.so-net.ne.jp/nishioka/>

文責 西岡秀樹